

労働者派遣法第 23 条第 5 項に該当する情報提供

株式会社 西田組

1. 派遣労働者の数
20 名
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
1 名
3. 教育訓練に関する事項
現場入場時教育、安全衛生教育、CPD 及び CPDS ポイント取得
対象セミナー受講等随時有り。
4. 労働者派遣に関する料金の額の平均額
410,000 円
5. 派遣労働者の賃金の額の平均額
340,000 円
6. 法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しているか否かの別
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定の締結
有り。
7. 協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期
協定対象派遣労働者の範囲：土木技術者または建築技術者
当該協定の有効期間：令和 2 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日